

三重県文化審議会条例

昭和四十六年七月二十七日
三重県条例第三十三号

改正 平成一〇年三月二七日三重県条例第二一号
三重県文化審議会条例をここに公布する。

三重県文化審議会条例

（設置）

第一条 文化の振興に資するため、三重県文化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、文化の振興に関する重要事項について調査審議する。

一部改正〔平成一〇年条例二一号〕

（委員）

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成一〇年条例二一号〕

（専門委員）

第四条 審議会に、専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときに解任されるものとする。

一部改正〔平成一〇年条例二一号〕

（会長等）

第五条 審議会に会長一名及び副会長一名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長とともに事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が会長の職務を代理する。

（会議）

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和四十六年八月一日から施行する。
- 2 三重県文化会館運営審議会条例（昭和三十七年三重県条例第六十二号）は、廃止する。

附 則（平成十年三月二十七日三重県条例第二十一号）

この条例は、平成十年四月一日から施行する。